白河市文化芸術推進審議会について

1 審議会の設置について

(1) 設置目的

白河市文化芸術推進基本計画その他の本市における文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため。(白河市文化芸術推進条例第7条より抜粋)

その他の重要事項には、白河市ふるさと文化振興基金に関する事項も含む。

※白河市ふるさと文化振興基金については、昨年度まで「白河市ふるさと文化振興 基金運営委員会」が基金や、基金を活用した補助事業の報告を受けていたが、今 年度からは本審議会がその役割を担う。

(2) 組織·会議

- •人 数 10人
- ・内 訳 学識経験者、文化芸術団体の代表者、市長が必要と認める者
- •任 期 2年
- ・会 議 年2回(6月・2月)開催予定
- ・その他 会長及び副会長は各1人。委員の互選により決定する。

2 白河市文化芸術推進基本計画について

(1) 策定目的

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。(白河市文化芸術推 進条例第6条より抜粋)

(2) 策定に至る経緯

· 平成28年10月

白河文化交流館コミネスの開館に合わせて、私たちのまちが、さらなる文化芸術の創造と交流が奏でる感動の舞台となるよう願いを込め「白河市文化創造都市宣言」を行った。

· 平成 2 9 年 3 月

文化芸術振興の基本理念等を明らかにするために、「白河市文化芸術推進条例」を制定した。

• 平成30年3月

文化芸術基本法及び白河市文化芸術推進条例に基づき、本市の文化芸術振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため、「白河市文化芸術推進基本計画」を策定した。

- 3 白河市ふるさと文化振興基金について
 - (1) 設置目的

市民総ぐるみの文化の振興に要する資金を積み立てるため。(白河市ふるさと文化振興基金条例第1条より抜粋)

- 4 白河市文化振興補助事業について
 - (1) 事業の趣旨

白河市ふるさと文化振興基金条例第6条の規定に基づき、市民総ぐるみの文化の振興のため、基金を活用する。(白河市ふるさと文化振興基金の活用に関する規則第1条より抜粋)

- (2) 基金活用の対象となる事業
 - ① 文化活動の成果を広く市民に発表する事業
 - ② 県内外で行われる発表会等へ参加する事業
 - ③ 文化財の保護に関する事業
 - ④ 施設の整備等、文化環境の整備に関する事業
 - ⑤ 文化芸術育成に関する事業
 - ⑥ その他文化の振興に関し市長が必要と認める事業